

# 後期高齢者医療制度の保険料

保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。納付方法は、年金受給額などによって異なりますのでご注意ください。

## 保険料の納付方法

保険料の納付方法は、特別徴収（年金から天引き）と普通徴収（口座振替や納付書による納付）の2種類ですが、特別徴収が優先されます。

## ①4月の年金から天引きされている方

すでに仮徴収（4月・6月・8月の年金からの天引き）されている方は、決定した保険料から仮徴収を差し引いた残額を、10月から2月に支給される年金から天引きさせていただきます。 ※納付済みの保険料が、決定した保険料額を上回る場合は、後日通知のうえ、差額をお返しします。

## ②年金から天引きされない方

年金受給額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料を合わせた額が年金額の1/2を超える方は、口座振替や納付書により納付していただきます。納期数は、国民健康保険税や介護保険料と同じ8回（7月から翌年の2月まで）となります。

## ③10月の年金から天引きされる方

平成27年10月1日から平成28年4月1日までの間に八街市に転入された方や75歳になられた方（②の方は除く）などは、7月から9月までは納付書で納付していただき、10月の年金から天引きを開始させていただきます。

※複数の年金を受給している方は、国民年金（老齢基礎年金）を優先し、1つの年金から天引きしますので、優先順位が2番目以降の年金が基準額以上であっても保険料が天引きされない場合があります。

## 保険料算定の基礎

- ・均等割額 40,400円
- ・所得割率 7.93%
- ・保険料の上限額 57万円

## 保険料の納付方法の変更

すでに、特別徴収（年金から天引き）をされている方も、市に申し出ることで口座振替による納付を選択できます。

## 保険料軽減措置

平成28年度の保険料軽減措置は次のとおりです。「保険料額決定通知書」に軽減額などが記載されていますので、ご確認ください。

者と世帯主の合計所得が軽減判定以下の世帯は均等割が軽減されます。（表2のとおり）

## ②後期高齢者医療制度に加入する直前、「会社など

の健康保険の被扶養者」であった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減されます。

## ③所得割を負担する方

のうち、基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。（年金収入で153万円以上211万円以下の方）

## 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を

市県民税非課税世帯で後期高齢者医療制度に加入されている方が高額な外来診療を受けたとき、同じ医療機関で同じ月の窓口での支払いが一定の金額に抑えられるとともに、入院した場合、病院窓口で支払う入院時の医療費負担額と食事代が軽減される認定証交付申請を受け付けています。

なお、平成28年7月31日までの有効期限の認定証をお持ちの方で、更新時においても該当する方には、認定証を郵送しますので申請する必要はありません。 ※自己負担限度額は、世帯

の所得状況により異なります。

## 後期高齢者医療被保険者証が8月から新しくなります

後期高齢者医療制度に加入されている方には、新しい被保険者証を7月下旬に簡易書留郵便で郵送します。届かない場合は国保年金課までご連絡ください。新しい被保険者証（オレンジ色）は、有効期限が平成29年7月31日までとなります。

国保年金課  
443-1139

【表2】後期高齢者医療保険料（均等割）軽減措置

| 判定基準<br>(世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計) |  | 軽減割合 | 軽減後の均等割額 |
|----------------------------------|--|------|----------|
| 33万円以下<br>の場合                    | 被保険者全員の所得が0円の場合<br>(公的年金等控除額80万円として計算) | 9割   | 4,040円   |
|                                  | 上記以外の場合                                | 8.5割 | 6,060円   |
| 33万円+ (26.5万円×被保険者の数) 以下の場合      |  | 5割   | 20,200円  |
| 33万円+ (48万円×被保険者の数) 以下の場合        |  | 2割   | 32,320円  |

## 八街市国民健康保険に加入されている方へ

病院の窓口で支払う医療費負担額が軽減される認定証の交付申請を受け付けています。

## 国民健康保険標準負担額減額認定証

平成28年7月31日が有効期限の認定証をお持ちの方で、引き続き該当する方には、申請書を郵送します。また、これから認定証を希望される方には、申請していただくことにより認定証を交付します。

交付された認定証を医療機関へ提示すると次のような軽減が受けられます。

## 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯主と国保加入者全員が市県民税非課税で、国民健康保険に加入されている75歳未満の方が医療機関を受診する場合、自己負担額と入院時の食事代が軽減されます。

## 国民健康保険限度額適用認定証

国民健康保険に加入されている

## 国民健康保険高齢受給者証が8月から新しくなります

現在使用されている国民健康保険高齢受給者証の有効期間が、7月31日で満了となります。

新しい受給者証は、7月下旬に発送する予定ですが、届かない場合には国保年金

課へご連絡ください。有効期間が過ぎた国民健康保険高齢受給者証はハサミなどで裁断し破棄してください。

## 国民健康保険課

※所得の申告がない世帯には、認定証を発行することができません。

※70歳未満の方で国民健康保険税の滞納がある世帯には、限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の交付ができません。

※自己負担限度額は、世帯の所得状況により異なります。

※ベッド代などの自費分は、対象外です。

国保年金課  
443-1139

国保年金課  
443-1139